

居宅介護サポートセンター長寿園運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人とおの松寿会が設置運営する居宅介護サポートセンター長寿園（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援（以下「居宅介護支援」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

- 2 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。
- 3 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設への入所を希望する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行なうものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、事業所の介護支援専門員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 7 事業の実施に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 8 前7項のほか、「遠野市指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準等を定める条例」（平成30年遠野市条例第9号）に定める内容を遵守し、事業を実施しなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護サポートセンター長寿園
- (2) 所在地 岩手県遠野市松崎町白岩18-7

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（主任介護支援専門員で、事業所の介護支援専門員の職を兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の一元的管理を行うとともに、自らも居宅介護支援の提供に当たる。
- (2) 介護支援専門員1名以上（うち1名管理者と兼務）
介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容及び利用料)

第6条 居宅介護支援の内容は次のとおりとする。居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払はうけないものとする。

- (1) 要介護認定の代行申請
- (2) 居宅サービス計画作成依頼届の代行届出
- (3) 居宅サービス計画の原案作成
 - ①課題分析(アセスメント)
 - ②ケアプラン原案の作成
- (4) ケアプラン作成(カンファレンスの実施)
- (5) 利用者への計画内容の説明・同意
- (6) サービス提供票の作成等
- (7) ケアプランの実施(サービスの提供)
- (8) サービスの実施状況等の管理(月1回のモニタリングの結果記録と居宅訪問)
- (9) ケアプランの変更(必要に応じて)

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用の相談を受ける場所 第3条に規定する所在地に同じ
- (2) 使用する課題分析票の種類 MDS-HC方式他提供可能な課題分析票
- (3) サービス担当者会議の開催場所
利用者の居住地(入所中の老人保健施設及び入院中の病院等を含む)又は居宅介護サービス事業所若しくは第3条に規定する所在地に同じ
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上
- (5) 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

加えて、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、この号において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、遠野市(宮守町を除く。)の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 事業所の介護支援専門員が、居宅介護支援を利用者の居宅において実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医等に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 事業所の介護支援専門員は、前項についてしかるべき処置を行った場合には、速やかに管理者及び主治医等に報告することとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(損害賠償)

第11条 事業所は、事業所の責任により利用者に生じた損害について、速やかにその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して、相当と認められる場合に限り、事業所の損害賠償責任を減じることがある。

(苦情等の処理)

第12条 事業所は、その提供した居宅介護支援に関する利用者からの苦情又は要望若しくは相談に迅速かつ適切に対処するために苦情等を受け付ける窓口を設置するなどの必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、前項の苦情等を受け付けた場合には、当該苦情等の内容を記録しなければならない。
- 3 事業所は、その提供した居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情等に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 事業所は、その提供した居宅介護支援に関する利用者からの苦情等に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(虐待防止に向けた体制等)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待発生防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- (4) サービス提供中に、当該事業所の介護支援専門員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等関係者に通報すること。
- (5) 前各号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓

練を定期的実施しなければならない。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行わなければならない。

(衛生管理及び感染症対策)

第15条 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、おおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に（年2回以上）実施すること。

(職場におけるハラスメント対策)

第16条 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場（就業している事業所及びそれ以外であって業務を遂行する場所）において行われる性的な言動又は、妊娠、出産等に関する言動及び優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職場におけるハラスメントの内容と、それを行ってはならない旨の方針を明確化し、介護支援専門員に周知、啓発を図ること。
- (2) 介護支援専門員に対し、ハラスメントを防止するための研修を入職時及び年1回行うこと。
- (3) 介護支援専門員間及び取引業者、関係機関の職員、利用者、家族から暴力（身体的、精神的）やセクシャルハラスメントを受けた場合は、上司及び管理者、事務長、事業所を併設する施設の管理者に報告、相談を行うこと。
- (4) 相談や報告のあった事例について、問題点や課題を整理し、施設の管理者会議で検討の上、必要な対応を行うこと。

(身体拘束)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の誓約書を採用時に提出させるものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、理事長がこれを定めるものとする。

(改正の手続き)

第19条 この規程を改正するときは、理事会の承認を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成14年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月4日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年8月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年9月24日から施行し、令和3年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年6月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する。